

令和5年度・第12回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年3月26日（火） 13:00～16:00

開催場所 樋脇公民館 第1～第3会議室

出席委員（19名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（0名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（19名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽—久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉—康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（2名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹・長沼G員・
田上G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ㊟

議事録署名者 _____ 3番 _____ ㊟

_____ 4番 _____ ㊟

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ㊟

令和5年度 第12回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第36号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第38号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第39号 農地転用事実証明願の専決処分について
- 報告第40号 農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について

6 議 事

- 議案第123号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について
- 議案第124号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第125号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第126号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第127号 非農地証明願承認について
- 議案第128号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第129号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第130号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
- 議案第131号 農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について
- 議案第132号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第133号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第134号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第135号 耕作放棄地に係る非農地判断について

- 議案第 1 3 6 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
議案第 1 1 3 号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について
（保留分）
議案第 1 1 4 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認
について（知事処分）（保留分）
議案第 1 1 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可
申請承認について（保留分）
報告第 3 2 号 農地形質変更届の専決処分について（保留分）

7 その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【開始 1 3 : 0 0】

会 長 皆様、本日は足場の悪い中総会にご出席いただきありがとうございます。
います。

桜も咲き誇り転入・転出の方々の門出を見守っているのかと思っ
ている次第でございます。

私の報告としまして、3月5日に3月議会において、一般質問
がなされ、遊休農地対策についての質問があり、私が答弁をしたと
ころでございます。

13日に第10回運営委員会、14日に第4回農林水産政策審
議会が本庁舎601会議室で開催され、出席いたしました。

19日に薩摩川内市認定農業者会全体会がホテルグリーンヒル
で開催され、出席いたしました。

22日に鳥獣被害防止対策協議会総会が本庁舎601会議室で
開催され、出席いたしました。

そして昨日は、ホテルウェルビューかごしまで農業委員の決算
報告がありスムーズに進行しました。

その後に最適化推進会議との事で全国農業会議からの佐藤さん
という方の講演がありまして農業委員会をめぐる情勢という課題
でお話をさせていただきました。

これから忙しくなる時期に入ってきます。機械等を使用する際
は安全第一でお願いします。

皆様よろしくお願いたします。

議 長 ただ今から、第12回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたし
ます。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 委員の出席状況について、報告いたします。定数19名、現在員数19名、出席委員19名です。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は19名で、22番 福壽久雄 委員、33番 永吉康之 委員は、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

3月5日に3月議会において、一般質問がありましたので、会長が答弁されております。同日の常設審議委員会は欠席です。

6日から7日まで第19回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都砂防会館で開催され、薬師寺委員が出席されております。

8日と11日が定例の現地調査です。

13日に第10回運営委員会が本庁舎502会議室で開催されております。

14日に第4回農林水産政策審議会が本庁舎601会議室で開催され、会長、委員、事務局長が出席です。

19日に薩摩川内市認定農業者会全体会がホテルグリーンヒルで開催され、会長、委員、事務局長が出席です。

22日に鳥獣被害防止対策協議会総会が本庁舎601会議室で開催され、会長が出席されております。

そして、本日第12回農業委員会総会が樋脇公民館で開催となっています。

また、本日、開催の農業再生協議会総会は欠席です。

以上、説明を終わります。

議長 6日から7日開催の女性の農業委員会活動推進シンポジウムについて、薬師寺委員より報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が3月6日・7日 女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都砂防会館で開催されましたので、県内から委員6名、農業会議所事務局1名、計7名で出席いたしましたので報告いたします。

テーマは、地域計画の作成実現に女性の力を結集しようという事で、参加者・女性委員・関係者400名近くで視聴講演・事例報告がありました。

埼玉県農業委員の方の視聴講演で、2021年8月営農開始、2022年7月農業委員になり新規就農2年半、ミャンマーに移住し現地での起業を目指し事業に挑戦されていたのですが、農業技術習得のために帰国しています。

2023年会社設立、野菜の生産は、枝豆・サツマイモ・アスパラ・人参など2ヘクタールの農地から始め、学校給食センター・飲食店・量販店・おろし市場等への販売経営です。

遊休農地解消、後継者がいない農家への引継ぎなどで5ヘクタールに拡大予定だそうです。

新規就農されたい人には自らの農地で農業体験の機会を提供して新規就農の最初の一步を救ってあげて支援されているそうで、5名の方が営農開始されたそうです。ちなみに女性で28歳です。

事例報告は長野市農業委員の地域計画への期待 実践を通じて思う事、新潟県加茂市農業委員の委員が中心となった地域での話し合いについての報告でした。

隣の席になった人が石川県の農業委員さんで水稻農家の方でした。能登半島地震直後のときには1時間かかるところが4時間かかり田んぼに行ったとのことで、先行きは見えないけれども米作りの準備はするつもりだと話されました。

前向きな言葉を聞くことができとても良かったです。

夜は鹿児島県の委員さんと農林水産省大臣官房政策課の方との交流会がありました。

次の日は栃木研修で行けなかった豊洲市場を見学して帰ってきました。

とても唯意義な研修でした。ありがとうございました。

以上です。

議長 21日開催の薩摩川内市男女共同参画審議会について、梶原委員より報告をお願いいたします。

梶原委員

18番 梶原です。

21日、男女共同参画審議会に出席しましたので報告いたします。

501会議室でありまして、鹿児島純心女子大学の会長の元で、令和5年度の取り組みについて説明・出席した皆さんからの質疑がありました。

その中で、すでにこの活動を20年続けているということ、今後とも男女共同参画社会の実現に向けて市内の各種団体とも連携し、子供から大人まで合わせてこの活動を続けていこうという事で全体の審議の結果をみたところでした。

それともうひとつ総会資料に記載が抜けておりまして、事務局への連絡が遅くなりまして申し訳ございません。

以上です。

議長

それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

下茂委員

9番の下茂です。お疲れ様です。

薩摩川内市土地開発公社の久見崎未来ゾーンの分譲については前々回、これから分譲を始めますということで皆様には報告をしておりましたが、今回3件決定をいたしましたので、その報告をいたします。

第1社目の会社 小西安株式会社 東京中央区日本橋本庁二丁目6番3号 業種は卸売業です。整備内容につきましては物流倉庫ということで分譲面積は3,011㎡です。契約日は令和6年2月29日に締結しております。

第2社目の九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通り業種は電機・ガス 整備内容につきましては 寮・グラウンド・駐車場分譲面積は30,270㎡ 契約日は令和6年3月12日となっております。

第3社目の株式会社宮下組 川内市高江町2709番1、業種は 建設業 整備内容は倉庫兼技能実習等、事務所兼休憩所、資材置場等 分譲面積3,763㎡、契約日は令和6年2月26日となっております。

以上3件が久見崎未来ゾーンの契約者が決まったところであります。

地図等についてご覧になりたい方は総会が終わったあとお声がけください。

以上、報告を終わります。

議長 それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
3番：薬師寺 しげ子 委員
4番：新屋 純子 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
まず、報告第36号「農地形質変更届の専決処分について」
を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第36号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号19番から21番の3件です。登記地目 田1筆 516㎡、畑2筆 412㎡、合計3筆 1,028㎡の届出がありました。

内容といたしましては、受理番号19番と21番は、盛土及びかさ上げして畑としての届出です。

受理番号20番は200㎡未満での農機具倉庫兼^{もみ}籾倉庫としての利用です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第36号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第36号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第36号を終わります。

次に、報告第37号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第37号を説明いたします。資料は3ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号81番から83番までの3件です。登記地目 田1筆390㎡、畑3筆749㎡ 合計4筆1,139㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第37号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局より報告第37号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第37号を終わります。

次は報告第38号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第38号を説明いたします。資料は4ページから5ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号104番から109番までの6件で、登記地目 田3筆1,311㎡、畑5筆3,607㎡、合計8筆4,918㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第38号に係る説明を終わります。

議長 長 ただ今、事務局より報告第38号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 長 質疑がありませんので、報告第38号を終ります。
次に、報告第39号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第39号を説明いたします。資料は6ページをご覧ください。

今月は、受理番号16番の1件で、登記地目は畑1筆265㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、木場委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第39号に係る説明を終わります。

議長 長 ただ今、事務局より報告第39号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 長 質疑がありませんので、報告第39号を終ります。
次は、報告第40号「農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第40号を説明します。資料は7ページと8ページをご覧ください。

農地の賃借料については、農業経営基盤強化促進法に係る利用

権設定及び、農地中間管理事業の管理権設定、それから農地法第3条許可申請賃借権の処分決定された賃借料の過去1年間の情報提供を行うことが農地法第52条の規定で義務付けられています。

従いまして、令和5年1月から令和5年12月に本市管内で公告及び処分決定された農地の賃借料の目安となる情報提供を報告するものです。

内容を説明いたします。7ページ、2の賃借料水準の考え方をご覧ください。この賃借料情報は、薩摩川内市本土地域で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定及び、農地中間管理事業の推進に関する法律に係る管理権設定並びに農地法第3条賃借権設定処分決定された実績を集計したものです。データ数は集計に用いた筆数でございます。なお、賃借料の物納支給は換算しておりません。

次の8ページをご覧ください。賃貸借における賃借料水準の平均は田の部、水稻が5,700円となっています。畑の部は普通畑が5,700円、飼料畑5,900円、らっきょう10,000円、茶畑5,400円となっています。

施設園芸の部では、みかん5,500円、ぶどう11,000円、金柑20,000円等となっています。

また、無償0円の使用貸借の件数については、それぞれ表に示してございますとおりであります。

以上で報告40号に係わる説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第40号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第40号を終わります。

それでは、会次第6の議事に入ります。

次に、議案第123号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　議案第123号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。位置図につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号5番の1件で、登記地目、田1筆
290㎡の申請がありました。

5番は、倉庫を計画しましたが、計画地が農用区域内農地のた
め、農用地から除外したく申請されるものです。

なお、議案第124号137番と同時申請です。

現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備
に関する法律第13条第2項に規定する要件を満たしていること
から除外は可能と判断し、提案いたしました。

以上で議案第123号に係る説明を終わります。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現
地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　11番、乙須が5番を報告いたします。

3月11日、徳永正幸推進員と事務局 長沼・中城職員と現地調
査を実施しましたので、報告します。

位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。

農地の広がり、10ha以上の農地の一団にあり、第1種農地
となります。

転用目的は、倉庫を建築するものであり、周辺の農地及び農業用
施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。

以上の理由から、農用地利用計画一部変更除外は、妥当であり、
農地転用はやむを得ないと思われれます。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現
地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当
と判断しました。

以上です。

議 長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議 長 　　ないようですので、採決いたします。

議案第123号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決
定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第123号は、原案のとおり承認されましたので、農用地に除外するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

つづきまして、議案第124号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第124号を説明いたします。資料は10ページから11ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号137番から141番までの5件で、登記地目 田2筆663.57㎡ 畑3筆3,328㎡ 宅地305.97㎡ 合計4,297.54㎡の申請がありました。内容について説明いたします。

137番は、倉庫。138番は、資材倉庫及び資材置場の目的で申請されるものです。137番は、議案第123号5番と同時申請です。

139番から141番は、一般住宅の目的での申請です。141番は、仮換地実測は、263.85㎡となります。

以上5件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第124号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

梶原委員 18番 梶原が、138番を報告します。

3月8日、高木推進委員と事務局杉安職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図6ページ、調査票5ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、管理されている状況でした。農地区分は、2種農地となります。

転用目的は、貸資材倉庫・資材等置場を整備するものです。北側は道路、東側は山林・宅地、南側が竹等の山林ですが、西側に畑があります。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、西側の畑には影響はないと考えます。

現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

乙須委員 11番、乙須が139番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図7ページ、調査表6ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的で申請されるものです。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員 140番と141番を報告いたします。
12番 有馬が、140番、141番を続けて報告します。
去る3月11日、徳永功推進委員、事務局 梶原・泉職員と現地調査を実施しましたので報告します。
140番は、位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で果樹が植えてありました。
141番は、位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。
申請地の現況は、土地区画整理事業地内の農地で自己保全管理されておりました。
140番、141番ともに一般住宅の転用目的であり、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第124号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第124号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は議案第125号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」ですが、営農型太陽光発電施設に関する転用ですので、関連する議案と後ほど、審議いたします。

次に、議案第126号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第126号を説明いたします。資料は15ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号150番の1件で、登記地目、田1筆90㎡の申請がありました。

内容といたしましては、150番は、申請地を借り受けて、隣接に設置する携帯電話基地局の工事に伴う資材置場（一時転用）の目的で申請されるものです。

工事期間は、1年間で工事完了後の農地復元誓約書が添付されています。また、4492番2の一部 公衆用道路5㎡と一体利用で総面積は、95㎡となります。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第126号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番 有馬が150番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 18ページ、調査表 17ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で自己保全管理されておりました。

転用目的は、携帯基地局の整備に係る資材置場の一時転用であり、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第126号については、原案のとおり許可相当と意見決定
することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第126号は原案のとおり承認され
ましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達すること
に決定いたします。

　　次は、議案第127号「非農地証明願承認について」を議題
とします。

　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第127号を説明いたします。資料は16ページから17
ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄
をご参照ください。

　　今月の申請は、27番から29番の3件で、登記地目 田2筆1，
829㎡ 畑8筆3，087㎡、合計10筆4，916㎡の非農
地証明願が申請されました。

　　内容といたしましては、27番から29番それぞれ、20年以
上前から耕作しておらず、原野・山林化の状態となったものです。

　　今般、それぞれ、原野及び山林へ地目変更するための申請です。

　　従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申
請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変
更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無
いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案い
たしました。

　　以上で、議案第127号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　11番、乙須が27番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 19 ページ、調査表 18 ページをご覧ください。

申請地は、平成 16 年頃から耕作しておらず、現地調査で確認し、原野化しておりました。

周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

梶原委員

18 番 梶原が、28 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 20 ページ、調査表 19 ページをご覧ください。

申請地までの進入路等は草木等が繁茂し、通行することができない状況であり、現地確認をすることができませんでした。

申請人によると、平成 26 年頃から耕作していないとのこと。現地確認が困難な農地については、令和 3 年 4 月 1 日付、「2 経営第 3505 号」農林水産省経営局農地政策課長名 各都道府県担当部長宛ての通知において「複数の筆で既に森林の様相を呈していること等を目視により確認したときは、境界が確定しない場合であっても、農業委員会は非農地判断を行った上で、まとめて農地台帳から除外することは可能である。」とされています。

当該申請地周辺については、原野化しており、既に農地性を喪失しています。

また、進入路の確保も困難であることから、再生利用は困難と判断されます。

以上のことから 農用地区域内ですが、証明書の発行については、やむを得ないと考えます。

なお、周辺の農地については、今後、利用状況調査により非農地判断が必要と考えます。以上です。

小園委員

16 番小園が 29 番を報告いたします。

去る 3 月 8 日山下委員と事務局 西・中城職員で調査を実施いたしました。

位置図 21 ページ、調査表 20 ページをご覧ください。

申請地の登記地目は田と畑です。

平成 5 年から耕作されておらず、原野化しておりました。

周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第127号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第127号は原案どおり決定されました。

次は、議案第128号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第128号を説明いたします。資料は18ページから19ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号160番から167番の8件で、田3筆2, 762㎡、畑6筆2, 212㎡、合計9筆4, 974㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「営農開始」「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

160番から162番は、新規営農ですので、営農計画書が添付されています。160番は、荒廃地のため、5年継続耕作誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第128号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　11番、乙須が160番及び161番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、160番は、位置図22ページ、調査表21ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。現況は、荒廃しており、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。
次に、161番は、位置図23ページ、調査表22ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。
権利取得者は、営農開始のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、それぞれの申請は許可相当と考えます。
以上です。

有馬委員 　　12番、有馬が162番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。
権利取得者は、新規営農のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

梶原委員 　　163番を報告いたします。
18番 梶原が、163番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 25ページ、調査表 24ページをご覧ください。
申請地の現況は、ハウス等の支柱等を整備中で、保全管理の状況でした。
今後 ぶどう等の果樹を栽培予定です。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得です。認定農業者であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、許可相当と判断します。

小園委員 16番 小園が、164番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 26ページ、調査表 25ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理をされておりました。
今後、胡蝶蘭を育てる予定です。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得です。認定農業者であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、許可相当と判断します。

谷山委員 2番、谷山が165番から167番を報告いたします。
去る3月8日に、早崎推進委員・事務局泉職員と現地調査を実施しましたので報告します。
165番は、位置図27ページ、調査表26ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていまして。
166番から167番については、位置図28ページ、調査表27ページから28ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていまして。
権利取得後は、野菜を栽培予定です。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第128号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第129号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第129号を説明いたします。資料は20ページをご覧ください

ださい。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号168番から170番の3件で、登記地目 田2筆399㎡、畑4筆2,669㎡、合計6筆3,068㎡の申請がありました。申請理由といたしましては、いずれも「親子間」「知人間」等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第129号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　　12番、有馬が168番、169番を続けて報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

168番は、位置図29ページ、調査表29ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。保全管理されておりましたが、父から子への贈与で権利取得後は、飼料作物を栽培予定です。

169番は、位置図30ページ、調査表30ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。知人間の贈与で申請者は隣接地で耕作しており、一体的に耕作するものです。

それぞれ、権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

礒道委員 　　17番、礒道が170番を報告いたします。

去る3月6日、廣庭推進委員、事務局 巡田職員と現地調査を実施いたしました。

位置図31ページ、調査表31ページをご覧ください。

申請地の現況は、田、畑で耕作されていませんでしたが、保全管理されておりました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、野菜、水稲を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　(なしの声あり)

議長　　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第129号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　(挙手)

議長　　賛成全員であります。議案第129号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第130号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」と議案第131号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」は、営農型太陽光発電施設関連ですので、関連議案と後ほど、審議いたします。

次は、議案第132号「農用地利用集積計画案(利用権設定)の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長　　議案第132号を説明いたします。資料は25ページから27ページをご覧ください。

今月の申請は、田4,447㎡、畑3,861㎡の申請がありました。

利用権設定13件中、認定農業者等に係わる分はありません。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
　　　　　議案第132号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　（挙　手）

議長 　賛成全員であります。議案第132号について、原案のとおり意見決定いたします。

　　　　　原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

　　　　　次は、議案第133号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

　　　　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　議案第133号を説明いたします。資料は28ページから29ページをご覧ください。

　　　　　今月の申請は1件で、田1，789㎡の申請がありました。

　　　　　所有権移転1件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

　　　　　申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。　以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　（なしの声あり）

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第133号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第133号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第134号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号253番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第134号を説明いたします。資料は30ページから36ページをご覧ください。

今月の申請は、田31,541㎡、畑28,000.85㎡、合計59,541.85㎡の申請がありました。

管理権設定30件中、認定農業者等に係る分は18件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号235番から252番及び254番から258番並びに601番から606番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第134号受理番号253番を除く、受理番号235番か

ら252番及び254番から258番並びに601番から606番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

有馬委員 ちよっとこれは全然私は知らないのですが。
だれが持ってきたのですか？
私は田んぼを増やしてもいいし、減らしてもいいません。

議 長 農業政策課へ確認を取りますので10分間くらい休憩を取ります。

議 長 只今の案件は確認中ですので後回しにしたいと思います。

梶原主幹 補足説明いたします。
今、農業政策課の担当が現場に出ているようで、取り急ぎ連絡をもらえるようお願いしておりますのでご容赦いただけると幸いです。

議 長 次は、議案第135号「耕作放棄地に係る非農地判断について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第135号「耕作放棄地に係る非農地判断について」を説明いたします。資料は37ページをご覧ください。
提案理由は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。
本市では、非農地判断を令和5年7月21日から10月23日までの間、管内6地域において延べ30日間実施し、田486筆313, 445㎡ 畑695筆371, 978㎡、合計1, 181筆685, 423㎡を、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地と判断しましたので提案するものです。
以上で、議案第135号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで各地域の報告をお願いします。まず川内地域からお願いいたします。

小城委員 6番、小城が報告します。

令和5年7月21日から9月26日までの延べ13日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、川内地域の赤判定された農地を調査した結果、田 282筆154,003㎡、畑 200筆87,089㎡ 合計482筆241,092㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 続いて樋脇地域お願いいたします。

木場委員 7番、木場が報告します。

令和5年7月21日から9月28日までの延べ6日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、樋脇地域の赤判定された農地を調査した結果、田 14筆 12,102㎡、畑 24筆 13,320㎡、合計38筆 25,422㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 次に入来地域お願いいたします。

梶原委員 18番、梶原が報告します。

令和5年10月20日及び同月23日の2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、入来地域の赤判定された農地を調査した結果、田 56筆 50,704㎡、畑 40筆 24,228㎡、合計 96筆 74,932㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 続いて、東郷地域お願いいたします。

小園委員 16番、小園が報告します。

令和5年7月24日から28日の3日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、東郷地域の赤判定された農地を調査した結果、田 23筆 26, 499㎡、畑 19筆 15, 689㎡合計 42筆 42, 188㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。以上、報告いたします。

議長 次に祁答院地域お願いいたします。

牧田委員 5番、牧田が報告します。

令和5年7月28日から9月27日までの延べ4日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、祁答院地域の赤判定された農地を調査した結果、田 17筆 12, 209㎡、畑 15筆 9, 695㎡合計 32筆 21, 904㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 最後に甌地域お願いいたします。

磯道委員 17番、磯道が報告します。

令和5年9月21日から同月22日の延べ2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、甌島地域の赤判定された農地を調査した結果、田 94筆 57, 928㎡、畑 397筆 221, 957㎡、合計 491筆 279, 885㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 ただ今、各地域委員の報告が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第135号につきまして、原案どおり決定することについて賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第135号「耕作放棄地に係る非農地判断について」は、原案どおり決定されました。

議長

次は、議案第136号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

事務局長

資料の38ページをお開きください。

議案第136号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

農業委員会法第37条に基づく情報の公表として、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、審議いただき総会の議決を求める議案であります。

今回提案をしておりますが、令和5年度3月末実績の数値を使用する部分があります。実績が確定した後、修正する部分がありますので、ご理解をお願いいたします。

令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、説明いたします。様式は昨年度と同様であります。

資料の39ページをご覧ください。

大きな1番 農業員会の状況、1農業委員会の現在の体制は、令和5年5月1日任命時の状況により、農業委員・農地利用最適化推進員の定数・実数等を示しております。

2農家・農地等の概要は、総農家数、農業経営体数、農業従事者数等を示しており、2020農林業センサス等の統計資料の数値であります。認定農業者等や耕地面積は、お示しのとおりですが、基本構想水準到達者が6人増、と農業参入法人が22の減となっております。耕地面積は、令和5年農林水産関係市町村別統計の数値です。全体面積は4,100haが3,990haとなっており、田が110ha減少し、畑は、令和4年度と同面積です。

次に40ページをご覧ください。

大きな2番 最適化活動の目標 1最適化活動の成果目標 (1)

農地の集積 ①現状及び課題ですが、管内の農地面積3,990haに対し、これまでの集積面積1,164.9ha、集積率29.2%で、令和5年度比較で、0.3%増加しています。課題は令和5年度と同様であります。

続いて②目標ですが、令和6年度の農地の集積目標は、国の農地集積目標8割を達成するために設定されています。県の基盤強化基本方針の集積目標に即して、市町村ごとの目標設定の考え方が示されている場合、当該目標を設定できるとしています。本市は、この考え方にそって県が示した集積目標面積を目標とします。

農地の集積の目標年度 令和12年度集積率90%を目標とし、令和6年度の新規集積面積は、県から示された69.0haで、昨年と比較し2.9ha増加しています。令和6年度末の集積面積(累計)D欄は1,223.9haで、令和6年度末の集積率は、30.9%、令和5年度比較で0.4%増加しています。

続いて(2)遊休農地の解消 ①現状及び課題ですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は、1号遊休農地面積は、578.5haで、令和5年度と比較して21.6ha増加しています。うち緑区分の遊休農地面積は、388.5haで令和5年度と比較し25.1ha増加しており、うち黄区分の遊休農地面積は、190.0haで、令和5年度と比較し、46.7ha減少しています。

②目標 令和3年度の面積になりますが、

ア 既存遊休農地の解消ですが、a緑区分の遊休農地の解消は、面積363.4haのうち、解消目標面積は、72.7haです。

b黄区分の遊休農地の解消は、黄区分の遊休農地236.7haです。

イ 新規発生遊休農地の解消は、令和5年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積、26.3haで、令和4年度と比較し、17.5ha減少しています。

次に41ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 ①現状及び課題ですが、令和5年度新規参入者は、表示は3名で、令和4年度と比較し2名減になっています。面積は、6.0haで、令和4年度と比較して、面積が2.3ha増加しています。

②目標ですが、権利移動面積は、平成30年度が168.1ha、平成31(令和元年度)年度が134.2ha、令和2年度が133.2ha、3ヶ年平均が145.2haで、令和5年度と比較し2.0ha減少しています。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、過去3年度の権

利移動面積の平均の1割の14.5haで、令和5年度と比較し0.3ha減少しています。

2 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、最適化交付金実施要綱において、活動日数目標の達成が10日を基準に判断されることから、1人当たりの活動日数は、令和5年度と同じく月10日を目標とします。

(2)活動強化月間の設定目標は、活動強化月間の設定回数は3回で、11月に農地の集積の取組みで、貸したい・借りたい総点検活動の実践、1月に遊休農地の解消で、農地集積の意向聞き取りによる貸借のマッチングの推進と非農地判断の実施、2月に新規参入の推進で、農業者年金強化月間における新規対象者への推進とし、令和5年度と同じ目標とします。

(3)新規参入相談会への参加目標は、7月に開催予定の「新規就農者を励ます会」を目標とし、令和5年度と同じ目標とします。

以上で議案第136号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
　　　　　　議案第136号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第136号は、原案のとおり意見決定されました。

議長 　　続きまして、先ほど後半審議にまわしておりました議案第125号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」及び議案第130号「農地法第3条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について」並びに議案第131号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を一括審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

営農型太陽光発電施設関連の議案について、説明いたします。

まず、議案第130号について説明いたします。資料は、21ページから22ページをご覧ください。位置図・調査表は備考欄をご参照ください。

受理番号171番1から171番7については、認定農業者である法人が農地を借り受け、ミョウガ・サトイモ・コンニャクイモを栽培する計画です。下部での栽培での単収8割を目指す必要がありますが、議案第125号の転用申請に、他の者の実績や知見者の意見等で単収8割が望めるものとして記載されています。

また、受理番号172番1から172番2については、一般法人が借り受け、荒廃農地を解消し、ソバを耕作するものです。適切な肥培管理をする計画で営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で賃借されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。議案第130号の説明を終わります。

次に、議案第125号及び議案第131号について説明します。議案第125号は、資料12ページから14ページ。議案第131号は、23ページから24ページをご覧ください。位置図・調査表は備考欄をご参照ください。

先ほどの3条の申請地に8か所の営農型太陽光発電施設（一時転用）をする目的で申請されるものです。

受理番号146番が荒廃農地を解消して設置するもので、10年更新となります。

それ以外については、認定農業者である法人が耕作するため、10年更新となります。

その更新年数と併せて、区分地上権を設定するもので、地上2.6mから3.6mにパネルを設置することとしています。

地上権のうち、区分地上権は、農地法第3条第2項ただし書に規定する農作業従事要件、全部効率要件は対象外となります。

議案第125号及び議案第131号は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で、営農型太陽光発電施設関連の説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、木場委員の報告をお願いします。

　なお、初めに、議案第130号から議案第125号、議案第131号と続けて報告をお願いします。

木場委員 　7番 木場が、171番1から172番2を報告します。

　去る3月8日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

　171番1から171番7については、位置図10ページから13ページ及び15ページから17ページ、調査表32ページをご覧ください。

　申請地の現況は、畑で耕作及び保全管理されている農地でした。認定農家である法人が、ミョウガ・サトイモ・コンニャクイモを栽培予定です。

　172番1から172番2については、位置図14ページ、調査表33ページをご覧ください。

　申請地の現況は、すべて、耕作放棄地であり、資料の現況の下部に記載のとおり、利用状況調査で黄判定している農地です。

　申請者において、農地復元し、ソバを栽培予定です。荒廃農地のため、伐根等の農地復元作業を行い、耕作を開始する営農計画書が添付されています。

　また、それぞれ、営農型太陽光発電施設を計画されております。

　それぞれ、規模拡大による権利設定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題ないと思われれます。

　したがって、申請は許可相当と考えます。

　つづいて、議案第125号及び議案第131号について、報告します。

　調査日・調査委員は先ほど述べたとおりです。

　位置図及び調査表は、備考欄をご参照ください。

　142番から145番及び147番から149番は、認定農家、下部で耕作します。146番は、一般法人が、下部で耕作します。

　一時転用の期間については、142番から145番及び147番から149番は、認定農業者が下部で耕作するため、10年となります。

　146番は、荒廃農地を活用するため、10年となります。

　次に下部の農地における営農の適切な継続が確実であるか

については、142番から145番及び147番から149番は、認定農業者が下部で耕作する場合は、単収8割を目指すこととなっていますが、申請書に添付してある営農計画書に8割を確保できる旨の記載と根拠資料が添付されていました。

146番は、荒廃農地を活用するため、単収8割の確保を求められませんが、適切な営農が行われ、かつ農作物の品質に著しい劣化が生じないことが条件です。

申請書に添付してある営農計画書には、それらを確認できる旨の記載と根拠資料が添付されていました。

それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議案第131号は、議案第125号の一時転用許可をする農地に区分地上権を設定するものです。

区分地上権の内容としては、期間を、転用許可後10年間、地上2.6mから3.6mにパネル設置するものです。

全部効率要件及び地域調和要件は、区分地上権には関係がないため、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

山路委員 　太陽光発電施設ですが、パネルが156枚、規格は何かあるのでしょうか。

事務局 　　営農型太陽光を設置するにあたって、転用実行者の方は、発電力が49ワット以下で発電を許可しておりまして、経済産業省の方に認証を受けているとのことです。
ワット数の全て同じもので、申請してあります。

西委員 　　発電が始まるまでのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

事務局 　　営農型太陽光ですので、下部を営農しないとイケないです。
まず、荒廃農地の場合は、伐根とかかれて、パネルから設置となります。

パネルを設置した後に、耕作開始がはじまりますが、耕運したり、種まきをするという計画がでております。

西 委員 来年のいつからとか、決まっているんでしょうか。

事務局 遊休農地で、令和6年に、やはり1年間かけて伐根して、あと7件認定農業者が作業する分については、4月・5月で農地の耕運を終わらせて、6月から農作業の方に従事していくような計画となっています。

西 委員 実際、発電が始まるまでにどれくらいかかるんでしょうか。

事務局 一応、パネルの計画は2ヶ月間できるようにしてあります。
設置後は、発電ができると思っていますので、転用許可の分は2ヶ月間で設置をします。
荒廃農地の場合は、耕運がありますので、それより長い期間かかるということです。

議 長 ほかにございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
初めに、議案第130号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第130号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第125号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第125号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達すること

に決定いたします。

議長 つづきまして、131号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第131号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

全委員 (挙手)

議長 それでは、先月総会で、保留扱いとしておりました議案第113号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」受理番号3番、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号17番、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」受理番号144番、145番報告第32号「農地形質変更届の専決処分について」、につづきまして、一括審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 関連がありますので、一括して説明いたします。総会資料と一緒に送付しておりました資料1をお手元にご準備ください。

令和6年2月26日開催の第11回総会において、事業計画変更の経緯が明確に分かるように、5W1H（なにを・誰が・いつ・どこで・なぜ・どのように）時系列で整理し、申請者と申請代理人の連名で、顛末書として提出いただくよう依頼しましたが、資料1の顛末書が添付されたところです。

提出いただいた顛末書3では、令和5年8月に駐車場として造成を終え、事業変更しないといけなくなり、当委員会へ相談したとなっておりますが、当委員会では、令和5年8月末、現在の宅分譲地の状態になっていることを確認しているため、齟齬が認められます。

次に、顛末書4の県農村振興課へ確認したのは、事業計画変更で対応可能であるかの確認をし、計画を確定し、しかるべき手続きをとるようにとの内容であり、開発許可協議にあたるかは、県農村振興課との協議ではしていません。

次に、顛末書5の雑種地への地目変更をした目的の記載がありま

せんし、顛末書 6 の当該方法とは何を指すのか不明です。

また、顛末書 7 の側溝工事、水道工事等が完了とあるが、だれが依頼し、何の目的での工事なのか記載がありません。

今回新たに確認されたものが、四角ガコミの箇所になりますが、市の土地に越境していることが判明しました。当事務局では、3月8日（金）に現地で確認しています。

顛末書 7 の下段で越境していることを申請代理人は、令和 6 年 1 月 9 日に確認したとあります。申請者は、どの時点で越境するような工事されたのか、また、その際の工事図面等があるのか確認が必要であると思われます。

さらに、令和 6 年 1 月 31 日に、当該申請書等を提出された際に、この越境していることの報告をしなかったのか、不明です。

現在、越境についての工事を申請者が改善するため、工事を行っております。

転用申請以外の手続きでは、土地利用協議・橋の拡張に伴う変更工事施工承認・土地改良区への施設使用申請書が未提出となっています。

顛末書についての説明と現状について、説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。本件について、一括して何か御質疑ございませんか。

木下委員 　10番木下です。

顛末書のことについて、皆さん、この顛末書を見られたと思います。

この顛末書というのは、前の総会時に農業委員会関係法令集に記載してあります。

お持ちになっていらっしゃいますでしょうか。

当然のごとく、この会議に持参していただくのが当然です。

ちょっと、出してください。

農業委員会等に関する法律第 35 条に農地等の所有者、農業者その他関係者に対し、その出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。とされております。

その中でも、どういう形で顛末書を提出されたのか、郵送で送られたのか、出頭して提出されたのか、大事なことなので、確認をする必要があると思います。

それと、顛末書のお話がありましたけれど、これを見て、皆さ

ん、おわかりですか。

私は何回も読みましたが、これは誰が書いたのか、はっきりわからなくて、ここと、ここがおかしいとかありますけど、ここで申し上げたら、1時間あっても終わりません。

顛末書のところを、この書き方としては、誰の発言なのか、確認させていただかないと、前回の会議でも、土地改良区の意見がまとまってから、もう一度、協議しましょうということでしたので、この顛末書では、個人的に納得いきません。

引き続き、4月なり、5月の段階で土地改良区の方々と足並みを揃えていただいて、どうな風ですかと声かけしていただいて、進捗状況を総会等で、皆さんに知らしめていただきたいと思います。

議長 他にございませんか。

木場委員 7番木場です。

先月の総会では、この市有地への境界の越境という問題は、なかったんですけど、今回、判明いたしまして、工事に入っていっちゃるということは、先ほど説明がありましたが、今後、どうされるのか。

事務局 越境につきましては、市の担当課にも越境していることについては、届けていないということで、申請書どおりL型擁壁を施工するということで、今、申請者の方で取り掛かっております。

工事につきましては、4月末から5月上旬に完成予定であるということで、聞いております。

越境されている部分が、ここだけなのかという疑問もありますので、越境の確認は、必要であると認識しております。

以上です。

下茂委員 9番の下茂です。

ここについては、私と上小川委員で現地を見に行っております。市の土地に越境している箇所は、矢印がついていると思いますが、ここ10mぐらい取って、Lコンを積み替えております。

この状況を随時確認しながら、越境地帯が解消されることが、次のステップのスタートになると思っております。

このままの状態ではハイいいですよとはいかない様な気がしますので、まず、この工事がきちんと終わることが大事だと思っております。

以上です。

中島委員 8番、中島です。

いずれにしても、転用申請の時点で、土地改良区の溝抗ですよね。

そういうのも、事前に許可した時点で前々回の総会で了承したと思いますが、それが間違っただけをやってしまうと、本末転倒になってしまうので、最初の段階からやり直さないといけない状況に陥るのではないかと思います。

事務局

申請書の図面どおり、現場がなっていないということが判明しておりますので、それを誰が施工したのか、誰の指示でしたのかというのを顛末書に記載してくださっていただければわかりやすいですが、それを私どもが発見して事務局で確認してからほぼ同時に、改善しますとの回答をもらっておりますので、下茂代理が言われるとおり、現場が申請書どおりなっていないというのが大きな問題であります。

今までの経緯につきましては、顛末書でどういう風な流れで取り掛かっていったのかが、明らかになって、次回はないようにということが確認とれば、良かったんですけど、顛末書の中では責任の所在がはっきりしないまま、むやみに地目変更登記をなされているというのが、事務局として読み取れます。

どういう経緯でしていったのか、全く読めないところは、皆さんが思っているところがございますので、後もって審議をしていただく中で、申請書どおりの工事を完了させていただくというのが一つだと思っております。

併せて、その添付の顛末書につきましては、これまでの経緯、農地法上の手続きになりますので、農地法上の手続きを飛ばして、いろいろなことを先に進めていっているところが、顛末書で分かったうえで、併せて農地法以外の手続きを拡幅に伴う施工承認、土地改良区の届出が必要になってきます、

3点目は、完了したうえで許可を出すというのが、一番いいのではないかと思います。

梶原委員 18番、梶原です。

農地法に対する手続きについて、それ以外の法律についてはどうなんでしょうか。

事務局 農地法の手続きも、完全には県知事に事業計画変更を出されてお
りませんし、農業委員会に出されてて、農業委員会は進達しており
ませんし、県も許可しておりません。

中途半端な状態です。

最初の目的は駐車場で許可は出てますが、事業計画変更の宅地分
譲と残地として農地を残しておくという事業計画変更を審議して
おりますけど、申請書どおりになっておりません。

それが、駐車場のときの工事として延長したのだと思いますけど、
そこところが申請書どおりになってないので、そこを申請書に添
付してある図面のとおりしないといけないということと、農地法と
いうのは、全部完了してからではないと、許可は出せないようにな
っておりますので、先ほどの土地利用協議と、橋の施工承認と、土
地改良区の手続きが少なくとも必要であるということで、把握して
いるところです。

永留委員 17番、永留です。11月15日付の許可が出ておりますが、許
可を取り消すということはできるのでしょうか。

事務局 許可の取り消しは、許可をしないとのことですか、それとも申請
者が取り消すとのことでしょうか。

永留委員 以前、駐車場で許可していた分を、取り消して、現状復旧させる
というのはできないのでしょうか。

事務局 その部分をやり方としては、取り消しを含めて検討してくださ
いということで、出していただいているんですけど、●●●●●●
●●に名前が変わっています。

それについて。地権者さんからすごい反発を受けて、それを取消
し自体ができないということです。

本当は取消しした方がいいのですが、もう自分の土地になっ
ているので、取消しするためには、所有者に土地を返さないといけない、
その話をしたところ、元の地権者の方からは、拒否したいとの報告
がありました。

事業計画変更でいくしかないということです。

そのときに、なったのが、駐車場のときから3,000㎡を超えておりま
したので、開発行為にあたるんですね。

今回はその超えた部分を農地に戻すので、その部分を往来できな
いようするということで、開発行為にあたらないということで、今
回は、宅地分譲地の部分と農地ができたという事業計画変更になり

ます。

そここのところを、転用で出してくださいねと言っていましたが、その間に地目変更をしたりとか、私どもの知りえないところで、やっているというのが、今回の案件になっていて、農地法以外のことで、先に進んでいて、区画整理が9区画できていて、もう売れているところがあります。

農業委員会として、そういうことをやめてくださいと言っていますが、建築確認の担当に聞いたら、農地法の制限で拒否することができないということです。

宅地の建築確認申請が提出されたら、1週間以内に出さないといけないそうです。

ところが、越境したところに家が建築されている。

すべてが、後手後手になっています。

今回、提出された申請書どおりにしなければ、許可相当とは言えないので、少なくとも、そこはしていただく必要があります。

農業委員会としては、農地法の手続上の進め方をしていたかかないと、事前に地目変更とかはあり得ません。

なぜ、地目変更をしてしまったのか、顛末書に書いていただければと思っております。

永留委員 法律的にも現状復帰はできないということですか。

事務局 違反転用の状態なんです。

県には、違反転用ですと連絡してあります。

全国の違反転用の状況を見ると、行政代執行で現場復帰してる所はひとつもないです。

費用が掛かっておりますので、そこを県知事が原状復帰命令に取り組めない状況なんです。

そういうところを薩摩川内市に作ってほしくないのです、お願いしているところです。

有馬委員 既に建築されているということでしたが、何棟か建っているのでしょうか。

事務局 2カ所あります。

中島委員 8番、中島です。

様々な諸事情でそのようにされたと思いますが、一番の問題は行政書士、苗が代にしているというのが一番の問題だと思います。

側溝の改修を確認してから、再度、判断するのがいいと思います。

議 長 先週、確認に行きましたが、この農地部分というのも、やがては宅地になるのではないかという懸念をしているところです。
境界も正しいのか、疑問をいただいているところです。

議 長 これより協議会へ切り替えます。

(協議会)

議 長 それでは、総会に戻します。
ほかに、質疑はございませんか。

木場委員 7番、木場です。
顛末書の件、用水路の越境の件、農地法以外の水利組合との手続き、そのような事が、全て完了してから、判断した方がいいと思います。

議 長 今、木場委員が全て完了してから審議した方がいいとのことでしたが、いかがでしょうか。

委員・推進委員 (異議なし)

議 長 質疑は尽きたと認めます。
報告32号「農地形質変更届の専決処分について」、議案第113号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」受理番号3番、議案第114号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号17番、議案第118号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号144番、145番については、市水路部分等の土地利用協議書届出と異なる越境して施工した工事部分の原状回復措置の確認がとれるまで、及び申請者及び申請代理人等に対し、改めて顛末書の中で農業委員会が依頼した不明な部分の回答があるまで、並びに農地法以外の諸手続きが完了するまで「審議保留」とすることにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。報告 3 2 号「農地形質変更届の専決処分について」、議案第 1 1 3 号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」受理番号 3 番、議案第 1 1 4 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」受理番号 1 7 番、議案第 1 1 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号 1 4 4 番、1 4 5 番は、市水路部分等の土地利用協議書届出と異なる越境して施工した工事の現状回復措置の確認がとれるまで、及び申請者及び申請代理人等へ農業委員会等に関する法律第 3 5 条第 1 項に基づき、改めて顛末書の中で農業委員会が依頼した不明な部分の回答を求め、その回答があるまで、並びに農地法以外の諸手続きが完了するまで、「審議保留」とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本日の議案の審議は、全て終了しました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 3 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 つづきまして、4 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、9 日（火）が本土川内地域、1 0 日（水）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甌地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班は、午前 8 時 1 0 分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の 4 月総会は 4 月 2 6 日（金）午後 1 時から、SS プラザ川内で開催を予定しています。

なお、駐車場については、立体の D パーキング川内駅駐車場をご利用ください。

駐車料金については、薩摩川内市長と駐車場の管理会社である(株)薩摩川内と年間契約を締結予定しており、駐車場料金については、市で予算措置し個人負担はございません。

また、駐車券について、当日受付時に事務局職員が預かり、機械を通した駐車券を総会終了時にお渡しいたします。

利用時は十分注意のうえ、駐車をお願いいたします。

裏面は3月から5月の行事予定を記載してあります。

その他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 　　(なしの声あり)

議長 　　それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、これをもちまして第12回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 　　皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 16:00】